

<平成 28 年 12 月 24 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>外貨ネクストネオ取引約款</b></p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1.</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社から電子メール若しくは電話で直接ご本人と常時連絡が取れること。<u>お客様が法人の場合は、売買担当者と常時直接の連絡が取れること</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 20 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること。<u>お客様が法人の場合、売買担当者が 20 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること</u></p> <p>(7) <u>居住地国が日本国のみであること。お客様が法人の場合、日本国内で本店が登記されている法人であり、かつ売買担当者が日本国に居住していること。また、お客様が特定法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等に定義するところに従う) に該当する場合、当該法人の実質的支配者の居住地国が日本国のみであること</u></p> <p>(8) お客様が法人の場合、商業登記簿上の本店にて郵便物の受領が可能なこと</p> <p>(9) 本サービスにかかる約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと</p> <p>(10) お客様の当社における指定口座 (振込先預金口座) は、国内に存する金融機関を指定していただけること</p> <p>(11) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオにおいて既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(12) お客様の個人情報 (個人番号および法人番号を含む) を正確にご登録頂けること</p> <p>(13) 外国為替保証金 (証拠金) 取引業務に従事する役職員でないこと</p> <p>(14) 本約款に定めるお客様の義務に違反していないこと</p> <p>(15) 余裕資金にてお取引いただけること</p> <p>(16) 外国 PEPs (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項各号及び同法施行規則第 15 号各号に掲げる者 (外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等) に該当しないこと</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. お客様が、本条第 1 項第 16 号に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、当社に対して直ちに当該事項を報告するものとします。</p>	<p><b>外貨ネクストネオ取引約款</b></p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1.</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社から電子メール若しくは電話で直接ご本人と常時連絡が取れること <u>(お客様が法人の場合は、売買担当者と常時直接の連絡が取れること)</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 20 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人、<u>または日本国内で本店が登記されている法人であること</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) お客様が法人の場合、商業登記簿上の本店にて郵便物の受領が可能なこと</p> <p>(8) 本サービスにかかる約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと</p> <p>(9) お客様の当社における指定口座 (振込先預金口座) は、国内に存する金融機関を指定していただけること</p> <p>(10) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオにおいて既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(11) お客様の個人情報 (個人番号および法人番号を含む) を正確にご登録頂けること</p> <p>(12) 外国為替保証金 (証拠金) 取引業務に従事する役職員でないこと</p> <p>(13) 本約款に定めるお客様の義務に違反していないこと</p> <p>(14) 余裕資金にてお取引いただけること</p> <p>(15) 外国 PEPs (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項各号及び同法施行規則第 15 号各号に掲げる者 (外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等) に該当しないこと</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. お客様が、本条第 1 項第 15 号に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、当社に対して直ちに当該事項を報告するものとします。</p>

以下省略

以上

以下省略

以上